

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊東市長 小野 達也

市町村名 (市町村コード)	伊東市 ( 222089 )
地域名 (地域内農業集落名)	池地区 ( 水田地区 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月23日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲の生産を行っている地域であり、水稲の生産に適さない農地などでは、露地野菜や果樹の生産を行っている。  
課題としては、今後、基盤整備終了後の引受け予定耕作者の約半数が70代以上であり、後継者等の検討を要する。地域の農業者では、課題に対応すべく集落営農法人(池農業開発株式会社)を組織し、地域の農業の担い手として位置付けている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の個々の耕作から高齢化に対応すべく集落営農法人を設立し、中間管理事業による法人への集積を進めていく。  
また、水稲に不適格と判断された箇所については、畑作への転作や保全管理等の検討をしていくとともに、地域の特性を生かして観光農園事業も視野に入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	約23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	約23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

県営経営体育成基盤整備事業(耕作放棄地型)の対象地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者で組織した集落営農法人に対して農地を集約化し、地域農業を持続していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
池地区(水稻圃場)は重点実施地区として指定されており、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構へ貸し付けていき、集落営農法人が営農管理を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の区画整理・用排水路・農道・暗渠等の基盤整備に取り組んでいる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
伊東市やJA等と連携し、集落営農法人における就農希望者の研修を行うことも視野に入れ、地域農業を持続していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
基盤整備事業を行っている地域であるため、整備後の土壌が従来と変わることが想定されることから、集落営農法人に農地を集積した後も、地域の営農能力に優れた人物に対する農作業受委託を検討することにより、農用地の効率的・安定的な活用を行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策  
現在設置されている鳥獣ネットについて状況に応じた見直しをする。
- ②有機・減農薬・減肥料  
集落営農法人の農業経営の一環として、地域ブランドの向上や販路拡大のため、減農薬生産を検討する。